

【施設等利用給付認定】 家庭状況や認定事由に変更があった場合の提出書類

勤務状況や家庭状況に変更があった場合は、変更があった日から 14 日以内に保育認定係へ「子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼教育・保育給付認定変更届」（以下、「変更届」という。）の提出が必要です。変更内容に応じて、認定の変更や取り消しを行う場合があります。

※ 必要書類のうち、区の様式は二次元コード【区 HP】からダウンロード可能です。

また、変更届は、二次元コード【申請フォーム】から提出可能です。



【区 HP】



【申請フォーム】

【家庭状況に変更が生じた場合】 ★マークのついている書類は区指定様式あり

変更内容	必要書類
区内転居	変更届★ →「1 区内転居」を記入
氏名変更	変更届★ →「2 氏名変更」を記入
結婚したとき ※ 婚姻関係にないパートナー等と同居を開始したときの必要書類は、保育認定係へお問い合わせください。	・変更届★ →「4 家庭状況の変更」を記入 ・戸籍謄本または婚姻届受理証明書のコピー ・配偶者の保育を必要とする事由を証明する書類 ・(3号認定の方)配偶者のマイナンバー、または非課税証明書
離婚したとき	・変更届★ →「4 家庭状況の変更」を記入 ・戸籍謄本または離婚届受理証明書のコピー
転園したとき	変更届★ →「6 その他」に記入
施設等利用給付認定が不要になったとき	変更届★ →「6 その他」に理由を記入 例：「〇月〇日以降預かり保育を利用しないため、認定終了を希望する」
区外転出	練馬区への届出は不要です。 （住民票異動日をもって練馬区での認定は終了します） 転出先の自治体に改めて施設等利用給付認定をご申請ください。

【保育を必要とする事由の変更】 ★マークのついている書類は区指定様式あり

変更内容	必要書類
就職・転職した	・変更届★ →「3 保育を必要とする事由の変更」を記入 ・就労証明書★
契約変更した	・【自営業の方】直近の確定申告書第一・二表や源泉徴収票のコピー（提出ができない場合は、開業届、営業許可証、履歴事項全部証明書） ※ 就労要件で認定を継続するためには、月12日以上かつ1日4時間以上の就労が常態である必要があります。
育児休業を取得した	・変更届★ →「3 保育を必要とする事由の変更」を記入 ・育児休業取得期間証明書★
育児休業から復帰した	・変更届★ →「3 保育を必要とする事由の変更」を記入 ・復職証明書★
退職し、求職活動をする	・変更届★ →「3 保育を必要とする事由の変更」を記入 ※ 氏名、退職日、求職活動の状況をご記入ください。
保護者の疾病・障害により保育の必要性が生じた	・変更届★ →「3 保育を必要とする事由の変更」を記入 ・診断書や障害者手帳のコピー
介護・看護により保育の必要性が生じた	・変更届★ →「3 保育を必要とする事由の変更」を記入 ・介護・看護状況申告書★ ・介護・看護の必要性を証明する書類（被介護・看護者に関する診断書や障害者手帳等）
保護者の就学により保育の必要性が生じた	・変更届★ →「3 保育を必要とする事由の変更」を記入 ・就学状況申告書★ または在学証明書（学生証）と時間割のコピー